

4 住宅等に関するもの（高齢者・障害者・要介護者・療養中の方等に関するものは2を、移住・定住支援に関するものは3を参照）

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	空き家再生等推進事業補助金	法人、団体等が実施する市内の空き家を、交流施設、文化施設、体験施設等の用途に10年以上活用する事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。 （目的：地域の活性化及び居住環境の整備改善）	(1-1) 伝統家屋を改修し、「となみブランド」の消費拡大及び販売促進に資する先導的な事業 ・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助限度額 1事業当たり1,000万円 (1-2) 上記以外の補助対象事業 ・補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり350万円 (2) 補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり100万円	(1) 地域（空き家がある地区自治振興会、自治会、町内会等の単位をいう。）の住民（5人以上）が主体となって構成する法人又は地縁団体 (2) 上記以外の法人、団体又は個人 (3) 市税等の滞納がないこと。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2394p/	砺波市空き家再生等推進事業補助金交付要綱
社会福祉課	住宅災害見舞金	市民が火災又は自然災害により甚大な被害を受けたときに福祉厚生の上向上に寄するため、住宅災害見舞金を支給するもの。	(1) 全壊（全焼・流出・倒壊）10万円 (2) 半壊（半焼）5万円 (3) 部分壊（部分焼）1万円 (4) 床上浸水 1万円	市の区域内において罹災した住宅で、罹災時において当該住宅に居住していた世帯（罹災時に砺波市住民基本台帳に記載されていたものに限る）の世帯主	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2402p/	砺波市住宅災害見舞金支給要綱
市民生活課	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、生ごみ処理容器等を購入した場合に購入費用の一部を補助するもの。	購入価格（本体価格）の1/3(100円未満切捨) 上限 (1)簡易生ごみ処理容器 3千円 (2)電気式生ごみ処理機 1万円	(1) 市内に住所を有し、その居住する住所において設置する者 (2) 市税等の滞納がない者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/34809p/	砺波市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱
農地林務課	生け垣設置補助金	花と緑に包まれた美しいまちづくり及び美しい景観の形成を推進するため、住宅、事業所等の所有者（国、地方公共団体等を除く）及び分譲宅地開発業者が生け垣の新設を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	生け垣植栽に要する樹木及び資材の購入費とし、補助金の額は、樹木等購入費に1/2を乗じて得た額とし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額 補助金の最高限度額は、次のとおり。 (1)10m以上50m未満の生け垣…5万円 (2)50m以上100m未満の生け垣…10万円 (3)100m以上150m未満の生け垣…15万円 (4)150m以上200m未満の生け垣…20万円 (5)200m以上の生け垣…30万円	(1) 市内に敷地を所有し、若しくは使用する者又は市内において分譲宅地の開発行為を実施しようとする開発業者で、生け垣を設置し3箇月以内の次に掲げる敷地を有する者 ただし、1敷地につき、1回限りとし、分譲宅地開発敷地で分譲後の所有者が追加して設置する場合は、1回に限り対象とする。 (2) 市税等の滞納がない者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2286p/	砺波市生け垣設置補助金交付要綱
農地林務課	保存樹等の指定交付金	良好な景観を維持し、学術的に重要な樹木及び樹林を保存するため、保存樹及び保存樹林として指定を受けようとする者に対し指定交付金を交付するもの。	保存樹 5,000円 保存樹林 100～1,000㎡ 10,000円 1,000～2,000㎡ 20,000円 2,000㎡以上 30,000円 屋敷林 10,000円 生け垣（延長30m以上） 10,000円	保存樹の指定を受けた者。	なし		砺波市保存樹等の指定に関する要綱
農地林務課	保存樹等保全事業補助金	交付対象地域内の保存樹等の枝打ち及び間伐に要する費用に対し補助金を交付するもの。	当該費用の1/2 ただし、1件あたり10万円を限度とし、同一保存樹等の補助は4年に1回を超えないものとする。	(1) 保存樹等の所有者であること (2) 交付対象地域であること ※市ホームページ参照 (3) 市税等の滞納がない者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/43489p/	砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱
都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業（三世代同居・近居推進事業）	三世代同居・近居住宅の新增改築工事費の一部を補助するもの。	(1) 令和3年1月1日以降に契約着工【新築】 三世代同居 対象工事の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円 【増改築】 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円 (2) 令和2年12月31日以前に契約着工 三世代同居 対象工事の1/10 三世代近居 対象工事の1/20 上限20万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること	・住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入を含む） ・既存住宅の増改築工事（リフォーム含む） どちらかの工事で(1)～(9)の条件を満たすもの (1) 工事完了後、三世代同居・近居である (2) 三世代家庭のいずれかが所有する住宅 (3) 令和3年1月1日以降に契約着工したもの （令和2年12月31日以前に契約着工したものについては、対象工事の費用の支払日から1年以内であること） (4) 対象工事が50万円（税込）以上の工事 (5) 三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない (6) 三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く (7) 定住促進空き家利活用補助金の交付を受けた者を除く (8) 木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く (9) 住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く		令和3年1月1日以降に契約着工 https://www.city.tonami.lg.jp/info/35418p/ 令和2年12月31日以前に契約着工 https://www.city.tonami.lg.jp/info/4249p/	砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
都市整備課	木造住宅耐震改修支援事業費補助金	地震発生時における木造住宅の倒壊などの災害を防止するため、県と連携して木造住宅の耐震技術基準に適合した「耐震改修（部分改修も含む）」に要する工事費の一部を補助するもの。 【対象となる住宅】 （1）木造の１戸建て、階数が２階以下のもの （2）建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの （3）在来軸組工法によるもの （4）違法建築物でないもの	対象耐震改修工事費の8割の額（補助限度額100万円） ※建物全体を耐震改修した場合に限り、所得税額の特別控除と固定資産税額の減額措置あり。	市内に住所を有し、市税等の滞納が無いこと。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/3688p/	砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱
都市整備課	危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金	地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、県と連携して危険ブロック塀等の撤去及び設置に要する工事費の一部を補助するもの。	(1)撤去に要する費用の2/3 上限10万円 (2)設置に要する費用の2/3 上限 5万円 ※設置工事の補助は、撤去後に設置する場合に限り対象となります。	・市内に危険ブロック塀等を所有する個人（他の助成又は補償を受けている場合を除きます） ・市税等の滞納が無いこと。 【補強コンクリートブロック造の塀のチェック項目】 ※1項目でも不適合の場合は対象となります。 (1)高さ ・2.2m以下 (2)厚さ ・高さ2m以下の場合 10cm以上 ・高さ2m超2.2m以下の場合 15cm以上 (3)控え壁 ・高さ1.2m超の場合 長さ3.4m以下ごとに、高さの1.5以上突出した控え壁あり (4)基礎の有無 ・コンクリート造の基礎あり (5)基礎の根入れ深さ ・高さ1.2m超の場合 30cm以上 (6)劣化状況 ・著しい傾きやひび割れない (7)鉄筋の有無 ・内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている (8)鉄筋の定着 ・縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/58476p/	砺波市危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付要綱
上下水道課	浄化槽設置整備事業補助金	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）において合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付するもの。	5人槽 40万円 6人槽及び7人槽まで 50万円 8人槽から10人槽まで 66万円 11人槽から20人槽まで 100万2千円 21人槽から30人槽まで 154万5千円 31人槽から50人槽まで 212万9千円	(1)下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）であること。 (2)市税等を滞納していないこと。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1952p/	砺波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
上下水道課	浄化槽維持管理事業補助金	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）において合併処理浄化槽を適正に維持管理した者に対して、補助金を交付するもの。	5人槽 20,000円 6人槽及び7人槽まで 24,000円 8人槽から10人槽まで 31,000円	(1)下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）であること。 (2)市税等を滞納していないこと。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2756p/	砺波市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱
上下水道課	水洗便所等改造資金利子補給金	下水道法に基づく処理区域内における、くみ取り便所から水洗便所への改造工事及びこれに伴う排水設備工事等において、排水設備を設置する者が市長の指定する特定金融機関から改造資金を借り入れた場合に、その改造者に対して利子補給金を交付するもの。	(1)利子補給金の額は、改造者が特定金融機関に支払った利子額（延滞利子額は除く。）に相当する額とし、3年間で10万円を限度とする。 (2)利子補給の対象となる借入資金の限度額は100万円とする。 (3)利子補給の期間は、3年間を限度とする。	(1)特定金融機関から改造資金の貸し付けを受けていること。 (2)市税等を滞納していないこと。 (3)本市の処理区域内における家屋の所有者又は家屋の利用者であって改造について所有者の同意を得ているものであること。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2511p/	砺波市水洗便所等改造資金利子補給金交付要綱